

網走市文化芸術振興褒奨金交付基準

1. 交付内容

(1) 共通事項

- ① 交付対象大会は、国、(公社)全国高等学校文化連盟、(一社)全日本吹奏楽連盟、芸術、メディア芸術、芸能、伝統芸能、生活文化、国民娯楽及び民俗芸能の全国団体のいずれかが主催若しくは共催又は後援する全国大会並びに世界大会等国际大会とする。
- ② 原則として、地区予選、全道大会等を経て全国及び国際大会の出場権を得たものを対象とする。
- ③ 対象となる人員は、大会要項等の登録人数以内とする。また、指導者1名も対象とする。
- ④ 本市に居住しない者で、網走市文化芸術振興褒奨金交付要綱(以下「要綱」という。)第3条に該当する者が居住する市町村から補助金等が支給されている者は対象外とする。
- ⑤ 原則として同一団体又は個人とも、全国及び国際大会それぞれ年度内1回を限度として交付する。
- ⑥ 同一大会において出場種目が複数の場合においても1回の交付とする。
- ⑦ 親睦大会等の全国大会等へ参加する団体及び個人には、褒奨金の交付はしない。
- ⑧ 本市に居住している者が他市町村の団体に所属し全国大会等へ出場した場合については、各個人へ褒奨金を交付する。
- ⑨ その他、特に事情等あるものは、その都度協議し決定する。

(2) 一般社会人及び大学生等

一般社会人及び大学生等であって、本市に居住する者が全国、国際大会に出場する場合を対象とする。

(3) 小学生、中学生、高校生等

本市の文化芸術団体の団員であって、本市に居住し又は通学している者が、全国大会に出場する場合を対象とする。

2. 交付額

- (1) 交付額は別表の褒奨金交付金額区分の金額とする。
- (2) 小学生・中学生・高校生・大学生等が、網走管内及び網走市代表として選抜され全国大会に出場する場合は、別表の褒奨金交付金額区分の個人の金額とする。
- (3) ただし、いずれの場合も本市における別の補助制度の適用を受ける場合は、この限りではない。